

学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

☆オフィスアワー

授業、履修及び学生生活等に関する学生の質問や相談に応じるため、専任教員が特定の時間帯に研究室に待機するオフィスアワー制度を設けています。

☆初年度納付金及び在学生の授業料その他納付金の延納・分納制度

入学手続きの際、本学では入学金と前期授業料等の納入が必要となります。納入期限までに入学金を除く授業料等の納付が困難な場合、申請し許可を受ければ延納または分納することが可能です。また、在学生につきましても学期ごとに延納または分納を申請することが可能です。

☆入学金返還制度（父母・兄弟姉妹）

学部学生で父母もしくは兄弟姉妹が本学学部を卒業した者または兄弟姉妹が本学学部に在学している者については、一旦納入した入学金を入学後に全額返還する制度があります。

※入学後に必要書類の提出が必要となります。

☆遠隔地出身者の帰省旅費支給制度

親元から遠く離れて暮らす学生の帰省を支援する制度です。本学（熊本県玉名市富尾）から約 1,000Km 圏外（離島振興法等に指定される地域を含む）に保護者の居住地がある場合、帰省に必要となる交通費の全額を年 1 回支援しています。

☆奨学金制度

学生が充実した学生生活を送るために、経済面から支援するものとして各種の奨学金制度があります。

本学で取り扱っている奨学金の種類は、本学独自の奨学金制度（2 年次以上の学部学生）、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の奨学金制度があります。

☆修学支援授業料減免制度

学費負担者の経済的困窮度が高く修学が困難な学生に対して、授業料を減免することにより、学修意欲のある学生が経済的な理由で学業を諦めることなく、学業の継続及び修学の機会を保障する制度です。

本学が定める基準（2 年次以上の学部学生、学業成績、学費負担者等の経済状況）を満たした者のうち、学内選考で特に経済的困窮度が高いとされる 30 名に対して、所属学科の授業料の 4 分の 1 の額を免除します。

☆入学特待生制度

本学の一般選抜（前期日程）における得点が各学科で上位の者（約35名）に対して、入学後、1年間の授業料の2分の1の額を免除する制度です。毎年、学業成績等による継続審査が行われ、一定の基準を満たすことで継続して4年間の授業料の2分の1の額が免除されます。

☆一般特待生制度

2年次以上の学部学生のうち、各学科における前年度の学業成績の上位者（約50名）に対して、10万円を支給する制度です。

☆大学院授業料減免制度

本学と連携協力協定を締結した地域に所在する施設等や行政機関から入学する場合、授業料の2分の1の額を免除する制度です。また、前述以外の熊本県内に所在する施設等から入学する場合でも、授業料の3分の1の額が免除されます。

☆外国人留学生授業料減免制度

本学に在籍する外国人留学生（研究生、委託生、科目履修生及び特別聴講学生は除く）で、学業、人物ともに優れ、留学生生活を続けていくために経済的援助が必要と認められる者に対して、授業料の2分の1の額を免除する制度です。ただし、国費外国人留学生や外国政府の派遣する留学生は該当しません。

☆就職支援

本学は、学生一人ひとりの希望に沿った就職を実現するために、教育職員・事務職員が一体となって学生の就職活動をサポートしています。

また、全学科1年生から4年生まで年間を通して、「キャリアガイダンス」「実習前、就職活動マナーセミナー」「就職ガイダンス」「就職活動サポート講座」などのキャリア支援プログラムを準備し提供しています。そして、「就職支援室」では、就職に関するさまざまな資料を完備するとともに、履歴書、面接などの個別指導にも対応しています。さらに、病院や施設、企業等から頂いた求人情報などを、学生へタイムリーに情報を提供する就職システムを整備しています。

☆保健管理センター

本センターは、学生や教職員の心身の健康維持・増進を図るため、健康診断、健康相談等の業務を実施しています。また、不慮の疾病や怪我に対する応急処置を行うとともに、対人関係や学業、不安、抑うつなどのこころの相談を保健師、看護師及びカウンセラーが行っています。

☆障がい学生支援

本学は、障がい学生を含めた全ての学生が、同等で質の高い教育を受けること並びに有意義な学生生活が送れるよう、その機会を保障しています。また、障がい学生に対する不当な取扱いを禁じ、障がい学生が求める場面に応じた合理的配慮による支援を実施します。

(支援内容の一例)

- ・共通の支援（個別相談・講義等修学に関する支援・教育職員等への配慮内容の伝達など）
- ・身体障がいをもつ学生への支援（教室および実習場所に関する調整・移動支援など）
- ・発達障がいをもつ学生への支援（別室受験・個人の特性に応じた対応など）
- ・精神障がいをもつ学生への支援（症状や服薬による不利益の解消・環境調整など）
- ・性別違和をもつ学生への支援（更衣室やトイレなど学内整備、就労など進路に伴う支援など）など

☆その他

上記の他に、全学生に対して学生生活ハンドブックを配布していますので、学内および学外における生活に活用してください。また、履修相談等のキャンパスライフ全般を支援していますので、お気軽に大学職員まで声を掛けてください。

※「学生生活ハンドブック」とは、学生が有意義な学生生活を送るためのルールやマナー、他者への思いやり、健康面でのケアや災害・安全への心構え等について、学生委員会を中心にまとめたものです。